

毎週火、金曜日発行(但休日当りたる日を除く)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十六年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年十二月十七日

鳥取県監査委員 松本利治
萩原治郎

同 堀江実藏
同 秋久 勲

監査箇所 執行年月日

中央病院 昭和三十一年五月二十八日監査
高等看護学院 同

中央病院 昭和三十一年五月二十八日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 堀江実藏

一 運営の概況について

1 職員は院長以下一八四名(医師二〇名、看護婦七九名、事務員二七名その他五八名)の正職員と臨時
的任用職員一八名計二〇二名で、第一内科、第二内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科等一
一診療科と検査室、薬剤科、看護科、事務科をおき
病床数三三〇床(一般二六四床、結核五六床)を有

する総合病院として運営に努力していた。

2 過去四箇年の診療科別外来及び入院患者数は次表のとおりで、外来患者は前年度より一五、九二四名多く、一日平均五四名増加している。

また、入院患者も前年度より一〇、六四七名多く一日平均二九名増加し、病床利用率は九五・九%で前年度より八・五%上昇、特に、八月乃至一〇月及び

診療科別外来及び入院患者数
外、来、患、者

年度	外科	外整形科	内科	眼科	耳鼻咽喉科	人産科	小児科	齒科	皮膚泌尿器科	合計	平均日
三三年度	三六、〇九六	一〇、〇三七	二九、四七五	二、三三八	二〇、三三三	六、〇四〇	七、五七六	五、三三三	一	一三〇、七六六	三〇三
三四年度	三〇、七五五	一七、五五五	三三、四六五	一、三三三	一八、六六九	二、三三八	七、九四七	五、四七九	一	一三〇、〇六二	三〇六
三五年度	一六、〇〇三	三三、五五五	三三、二九八	一、四六九	三三、三三三	一、四〇〇	八、二二二	七、四四七	二	一四一、四〇〇	三三三
三六年度	一九、五七七	二四、二九八	三九、六〇〇	一、五三三	三三、三三三	一、五七六	一〇、三三三	八、三三三	三	一四七、三三三	三七七

三月は、一〇〇%を上廻る実績を示していた。

更に、診療科別に見ると、皮膚泌尿器科の外来患者及び内科、齒科の入院患者が減少したほかは総べて外来、入院とも増加し、特に、がん、治療室、レントゲン治療棟及び手術棟の拡充整備に原因してか、外科の患者が著しくのびたことが注目される。

入院患者

年度	外科	外整形科	内科	眼科	耳鼻咽喉科	人産科	小児科	齒科	皮膚泌尿器科	合計	平均日
三三年度	四、三三七	七、五五五	六、〇四三	一、三三三	二、四六九	五、〇四〇	一、三三三	一、四四七	一	九六、六四一	三三三
三四年度	三、三三三	二、三三三	五、三三三	一、三三三	二、三三三	一、〇四〇	二、三三三	七	一	九六、三三三	三三三
三五年度	二、三三三	一、三三三	四、三三三	一、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	一	一	一〇一、三三三	三三三
三六年度	一、三三三	二、三三三	三、三三三	一、三三三	二、三三三	一、三三三	二、三三三	一	一	一一一、三三三	三三三

3 本年度における病院事業の收支状況は、経常費収入見込額一六四、九一四、〇一九円(病院使用料一六二、三七七、九一九円、雑収入二、五三六、一〇〇円)に対し、経常費支出見込額は一四九、四二四、三六八円(人件費七〇、一七三、六〇五円、原材料費四六、七〇〇、〇〇〇円、食糧費一三、八八一、四一七円、その他一八、六六九、三四六円)で、差引き単年度で一五、四八九、六五二円の剰余見込であつた。

しかしながら、臨時的支出として公債費元利償還金二五、一五三、七六六円(当病院分二二、六三八、

七六六円、日赤貸与分二、五一五、〇〇〇円)、病院拡充費二〇、八八七、七三〇円、看護婦養成所費三、六三〇、一三〇円、出張診療所費一、二〇三、二七五円計五〇、八七四、八九一円が見込まれ、これに対し一般会計からの繰入金一六、八八九、二五六円(公債費償還元金充当分一三、二七九、二三六円、看護婦養成所費充当分三、六一〇、〇二〇円)、日赤貸与分償還金二、五一五、〇〇〇円、国庫補助金一、五九七、〇〇〇円(病院拡充費分一、一三三、〇〇〇円、出張診療所費分四七四、〇〇〇円)のほか、出張診療所使用料二〇一、三八七円、看護

学院入学試験手数料二〇、一〇〇円計二一、二二二、七四三円があるので、これらを差引きすると一四、一六二、四九七円歳入不足となり、これに前年度繰上充用した四六、八四九、八三四円を考慮すると、本年度末に繰上充用する額は六一、〇一二、三三二円となる見込であった。

二 運営の合理化について

前記のとおり、本年度は公債費償還元金相当額を一般会計から繰入れ措置したにもかかわらず繰上充用額は前年度を著しく上廻り、今後の運営は容易でないものがうかがわれるので、さきに指定事業審査意見で述べたとおり、一般会計よりの繰入れについては基本方針を確立するとともに、速かに企業会計方式を採用し、健全かつ効率的な運営を期すべきである。

なお、運営上次の点については更に慎重検討等処し経営の合理化を図らねたい。

1 医師は監査時現在二一名(うち非常勤一名)で、前回監査時より二名増員となっていたが、医療法の前

基準から見ると相当数不足している。また、看護婦五七名、准看護婦二三名、看護助手一八名計九八名配置されているが、厚生省配置基準割合(看護婦四割、准看護婦四割、その他二割)に比較すると、看護婦の占める割合が多く不均衡となつている。職員構成の合理化、新陳代謝による医療体制の強化と人件費の可能的抑制について一層配慮すべきである。

2 原材料費支出見込額は四六、七〇〇、〇〇〇円で、前年度支出決算額より一七、〇二七、〇〇〇円(伸長率一五七・三八%)多く、また、構成比から見ても、病院費支出見込額の三一・二五%(前年度二六一・六%)を占め、他の経費に比較して著しく増加している。内容は殆んど調剤用薬品及び注射薬であるが、実質投与している薬剤の価格は、診療報酬点数表に定める薬剤料を相当上廻つていようであるので、使用薬剤原価計算を随時実施して実態を把握し、投薬の合理化を図る等原材料費の節減について一層配慮を望む。なお赤字解消のためには、院外処方箋

方式を採用することについても研究考慮されたい。

3 社会保険診療報酬支払基金及び国保協会等に対し提出した診療報酬請求額のうち、審査の結果返戻、減点となつた額は一一、九三三、〇七三円(調定額の九・三%)となつていた。規則に反するもの、不必要、不適當と認められるものが主因のようであつたがこれが取り扱いについて更に留意し、漸減に努

められたい。

4 過去四箇年間における病院使用料の未収状況は下表のとおりで、現年度分は年々減少しているが、過年度分は相当額未収となつている。専任協力員の設置について検討考慮し、常時における徴收整理に一層の努力を望む。

(単位千円)

年 度	現 年		過 年		合 計		不納欠損額
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	
三三	六、八三三	六、三三三	四、八六八	四、三三三	一一、七〇一	一〇、六六六	一、〇三五
三四	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	二〇、八〇〇	二〇、八〇〇	〇
三五	一三、一〇〇	一〇、八〇〇	一三、一〇〇	一〇、八〇〇	二六、二〇〇	二一、六〇〇	四、六〇〇
三六	一六、三三三	一三、三三三	一六、三三三	一三、三三三	三二、六六六	二六、六六六	六、〇〇〇
計							

備考 昭和三十六年度は決算見込額である。

三、施設設備拡充整備等について

1 昭和三十五年度から繰越しとなっていた手術棟の増築事業(工費一五、五一八、〇〇〇円、レントゲン六七〇、〇〇〇円、その他三〇、〇〇〇円)は六月に完成、内容設備についても三八〇余万元を投じ、面目を一新して七月から使用を開始していた。その他クーリングタワー据付、患者用急救車の更新等施設設備の整備充実に努力していたが、現在の検査室は狭あ、かつ内容も不十分で、臨床検査に支障を生じているので、これが拡充整備につき当局の配意を望む。

なお、本年度に八頭郡五箇町村の委託伝染病棟の建設が計画され、これに必要な隣地購入及び車庫、霊安室の移転等関連工事の予算化を見て、監査当時霊安室は既に移転を完了、車庫は工事中であつたが、伝染病棟は諸種の事情で昭和三十七年度に見送りとなつていた。

2 調理室に設備されている換気装置は昭和三十四年

当初より故障し、その後修理が施されたが全くその機能を失い、そのまま放置されている。給食施設の基準にも反し、本年度二基の換気扇(三四、八〇〇円)を取り着けたが、まだ換気不十分である。これがかため室内に蒸気が充満し、内部側壁は汚染甚だしく、入院患者等(一日平均約二九〇余名)の調理室として、食品衛生或は従事職員の保健衛生管理面からしても不相当と考察される。

次に、リフト及びライスポイラーの完全修理、直火式魚焼機の改造(規模が小さい)、食品倉庫の拡張、調理室施設設備の能率的配置替、更に、水圧式米洗機、合成調理機、配膳車、野菜の仕込室、冷蔵庫等を充実強化し、給食施設の機能を完全に整備し、可働体制の確立を計る要がある。

3 給食事務室は狭あいで、かつ、採光通風共に悪く、そのうえ、本年度手術棟の増設に伴い、室内にスチーム輸送管が配管されたため一層環境を悪くし、高温期は執務が不可能である。

職員の健康管理面からしても、緊急に適切なる措置対策を講ずる要がある。

4 現在医師公舎は一四戸(うち借上二戸)、独身寮二戸(うち借上一戸)あるが、医師確保の面から更に二戸程度増設について当局の配意を望む。

四 上私都出張診療所は昭和三十六年十月から非常勤医師(九月までは常勤)と看護婦一名で運営し、本年度の収支状況は、使用料収入二〇一、三八七円、支出一、二〇三、二七五円で一、〇〇一、八八八円支出超過となり、これに対し国庫補助金が四七四、〇〇〇円あるので、差引五二七、八八八円赤字決算見込であつた。当所は、町村合併による自治体強化等その後の情勢変化もあり地元に移譲方交渉中であるが、これが促進につき当局の配意を望む。

五 経理出納その他事務処理について

- 1 入院計算簿の記入は一層適確を期すること。
- 2 歳入調定元帳の記帳整理は一層適正を期すること。
- 3 医薬品及びその他事務用品等の調達は発注日を設定

め事務の簡素合理化を図ること。

4 分任出納員の領収金は早期に県金庫へ収納すること。

5 給食用原材料の受払簿の早期整理をすること。

高等看護学院 昭和三十七年五月二十八日監査

監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	堀江実藏

一 学院の運営状況

学院の職員構成は専任教員三名、事務担当者(兼任)三名のほか、院内講師三五名(前年三二名)、院外講師一八名(全年一九名)で運営され、本年度支出決算見込額は三、六一〇千余円で、この経費は一般会計繰入金により、前年度に比し二九七千余円増加していた。これは主として学生手当、講師の費用弁償及び修繕料等の増加によるものである。

二 学生の状況

学生定員一学年につき二〇名であるが、三十六年度入学希望者五〇名に対し一四名を入学許可し、二年生一六名、三年生一五名計四五名を養成していたが、定員の充実確保について検討考慮されたい。なお、三年生一五名の卒業生は、中央病院七名、県内病院一名、県外病院三名、保健婦、及び、助産婦学校四名で、全員それぞれ就職並びに入学していた。当院卒業生を確保し、中央病院看護婦の体質改善を図るため、奨学金支給による義務的残留制度創設について検討されたい。

三 施設設備の拡充について
過去の監査でしばしば、述べているとおり、図書室、調理室、及び化学実験室は授業運営、並びに研修に必要度が高く、これが整備充実を図るほか、生徒定員充実のため普通教室の拡張、教材教具の内容充実等について予算措置の要がある。

四 教科課程について
授業の実施状況(昭和三十七年三月卒業生分)は次表のとおりで、

(単位時間)

学 科 別	一 年 年		二 年 年		三 年 年		計	
	計 画	実 施	計 画	実 施	計 画	実 施	計 画	実 施
指定規則による 教科科目	六九五	六八六	三五〇	四六六	一〇五	二五六	一、一五〇	一、三八〇
教 養 科 目	二四〇	二四〇	一六〇	一六〇	九二	九二	四九二	四九二
その他科目	二六	二六	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	一、八五八	一、八五八
計	九五二	九五二	六二六	六二六	二八〇	二八〇	一、八五八	一、八五八

学科目の指定最底基準に照すと一五八時間上回り実施されていることは結構である。しかしながら、個々の学科目別に検討すれば、基準に達していないもの、或

は、講師の都合により欠講され必修科目が逐次延伸されているもの等がある。更に、休講時間の補てん状況は左表のとおりで、

年 度	休 講		補		講		内		訳	
	時 間 数	実 習	比	自 習	比	研 究 会	比	そ の 他	比	
三五	三七九	一二九	三四・〇	二二二	五八・六	一四	三・七	一四	三・七	
三六	三六八	一五〇	四〇・八	一六八	四五・六	三一	八・四	一九	五・二	

休講時間数は前年より減少し、補講時間は自習を減じ実習に補てんするなど前年より向上しているが、なお欠講防止には特に留意し、計画的授業執行、並びに、休講時間の補てんには創意工夫し、努めて臨床実習にあてる等時間の有効的使用に努力されたい。

関の定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年十二月十六日

鳥取県監査公告第十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十六年度にかかる、左記機

- 鳥取県監査委員 松本利治
- 同 萩原治郎
- 同 堀江実藏
- 同 前田玄一

記

監査箇所 執行年月日
 県印刷所 昭和三十七年九月十二日
 身体障害者更生指導所 同
 相談所 同
 精神薄弱者更生相談所 同

県印刷所 昭和三十七年九月十二日
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎
 同 堀江実藏

十 職員構成について

所長以下一三名(事務職員二名、技術職員一名)で
 県が使用又は発行する印刷物の印刷業務に努力してい
 た。

二 事業収支決算状況について

本年度収支状況を単年度で見ると、事業収入八、五六
 七、七六〇円(雑収入七二、九一二円を含む。)に対
 し、人件費、原材料費、需要費等事業支出八、二〇三、

〇三七円で、差引三六四、七二三円事業剰余金となる
 が、原材料棚下額六九、四四四円(三五年度から繰越
 分一二六、七九七円と三七年度へ繰越分一九六、二四
 一円の差額)及び人件費振替分二二四、六七三円(一
 般会計で支出している所長分五八七、八六三円とこの
 会計で支出している会計課所属職員一名分三六三、一
 九〇円の差額)並びに一般会計への繰出金一〇〇、〇
 〇〇円を考慮すれば、実質的には三〇九、四九四円の
 黒字となっていた。
 なお、収支決算止では前年度からの繰越金が一、二六
 四、六二二円あるので、一、六二九、三四五円を昭和
 三十七年度に繰越していた。
 三 経営の合理化について
 当会計の過去五箇年収支決算状況は次表のとおりで、

区分	年度		
	三三年度	三四年度	三五年度
事業収入	八,567,760円	8,011,133円	8,567,760円
繰越金	110.0	121.3	110.0
繰入計	110.0	110.0	110.0
人件費	3,313,113	3,569,010	3,414,956
その他	3,500,235	3,252,668	3,447,356
歳出計	6,813,348円	6,821,678円	6,862,312円
区分	金額	対比	対比
三三年度	金額	対比	対比
三四年度	金額	対比	対比
三五年度	金額	対比	対比
三六年度	金額	対比	対比

註 (A)比は三三年度に比較したすう勢比

(B)比は事業収入に対するその他支出額の比

三三年度を一〇〇とした場合、人件費のすう勢比は当
 年度において一五八・七%と大巾に増こうし、その他
 需要費等は年々物価高とうにかかわらず一一五・七
 %と伸長率が少ない反面、事業収入は一四〇・八%の
 増収となつている。更に、事業収入に対する支出額
 (人件費を除く)の割合をみると、三三年度の五四・
 八%を最高に年々減少し、当年度末において三九・八

%と減少していることは、原材料費等の節減を図り人
 件費の自然増加をよくカバーし、経営の合理化を図つ
 ている結果と思われるが、人件費増こうのすう勢は軽
 視できないものがある。

中国五県の当該年度事業会計(経常的経費)の収支決
 算状況は次のとおり。

区分	鳥取		島根		山口		広島		岡山	
	金額	(B)(A)比	金額	(B)(A)比	金額	(B)(A)比	金額	(B)(A)比	金額	(B)(A)比
収入(A)	八、五八八		二、四四四		三、八〇〇		三、三三四		五、六九三	
支出(B)	八、〇七七	九四・四	二、二九八	九四・三	三、一〇〇	九三・五	三、二七六	九八・六	五、四六三	九六・九

収入に対する支出割合は、鳥取九四・四％に対し島根八四・二％、広島九〇・六％で、他県と比較した場合最上の経営状態とは言いがたい。これは職員構成、工場規模、施設等における、アンバランスが主因するものと考察されるので、本施設維持経営の在り方に根本的検討を加え、善処する必要がある。

四 施設設備について

1 工場の床が腐っておりまた天井の一部が張つてないため寒暑の度が甚しく、作業に支障があり、職員の衛生管理上からも適切でない。早期に修繕整備の必要がある。

2 文機ケース台を改善するため三五年度に三六、〇

〇〇円で材料を購入していたがまだ改造整備していなかった。早期改造し作業能率の向上に努められたい。

五 経理出納その他事務について

1 作業伝票及び原価計算書の記録整備及び納入物品の受授は一層明確にすること。

2 現金受領分の収納手続を遅れないようにすること。

(単位千円)

身体障害者更生指導所 昭和三十七年九月十二日監査

監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	堀江実藏
同	前田玄一

一 組織機構等について

当所職員は、当年度機能回復訓練員一名配置され、所長ほか一六名で身体障害者福祉法に基き肢体不自由者の機能回復訓練、職業訓練並びに生活訓練の指導等について努力していた。訓練室の新築に伴い機能回復訓練に重点が指向され、三十七年度から入所生の三分の一は重度患者を入所させていたが、不時の災害等に備え避難訓練の徹底を図り、万全を期する必要がある。

第九期生(三六年度)の入所志望者三六名に対し、二四名を入所許可し、前年度より継続の所生六名を加え年度中の所生は三〇名であった。修了者は二五名(中途退所五名)で、その修了科目別人員は、ラジオ六名、

洋裁八名、編物四名、孔版五名、刻印、時計各一名であった。

二 施設設備について

当施設本来の使命達成のため欠くことのできない機能回復訓練室(廊下、便所を含む)六一坪が、当年度工事費二、二三九千円で新築され、これが内容設備として五一五、六五〇円で漕艇運動練習器、車椅子等七八品目が充実され、多年の懸案を実現し、面目を一新していた。その他職業訓練器材三五、四三〇円、給食材六、四〇〇円、義肢製作器材二九、一五〇円、事務用その他所内備品三六、八〇〇円等で設備の強化充実に努め調理室、風呂場の改造も三八〇、〇〇〇円で行っていた。

三 訓練状況について

職業訓練及び機能回復訓練の計画、実施状況は左表のとおりで、

種別	準備訓練	職能訓練		理学療法	一般教養	体操	合計
		基本	応用				
厚生省基準	一〇八	一	一、二四二	一〇四	一八〇	一九〇	一、八二四
計画	四五	八	三四三	三五五	二二八	一八一	一、九一八
実施	三三	七	二九八	三五五	二〇七	一八一	一、八〇二
ラソオ科	三三	六	四二二	三五五	二〇七	一八一	一、八〇二
孔版科	三三	七	三六八	三五五	二〇七	一八一	一、八〇二
洋裁科	三三	八	二二五	三五五	二〇七	一八一	一、八〇二
編物科	三三	八	一八八	三五五	二〇七	一八一	一、八〇二
復機 能回 練				三五五	二二八	一八一	一、九一八

厚生省基準に照し、二二時間下廻つている。当年度設置された機能回復訓練に重点を置き他の職能訓練等の実績が低下していたが、計画実施に努力された。機能回復訓練は、週二日、午後三時間宛実施するもので、嘱託医師の診断により、運動、理学、作業の三面から総合された各個人別実施計画が樹立され、入所生の前途に一曙光を与え、訓練の実をあげていたことは

結構である。
四 義肢工場について
義肢工場の運営状況は、

(単位時間)

区	分	件数	調定金額(A)	原材料費(B)	(B)(A)
補装具 (当所製作分)		二二六	一、三八二、四五四	四三二、四九二	三二・三%
同 (外注を伴うもの)		二二八	一九三、七二三	一八五、一三五	九五・六%
計		四五四	一、五七六、一七七	六一七、六二七	三九・二%

で、補装具分の生産収入に対する原材料費の割合は三・一・三%となり、前年度と比較し五・九%伸長している。補装具の受注状況をみると、月により相当格差があるので、福祉事務所と緊密なる連携を保ち、受注の均衡を図り、作業能率の向上に努められたい。

五 職業訓練科について
職業訓練科の生産収入の状況は次表のとおりで、収入調定額二二〇、二七三円に対する原材料費の割合は八・二・四%を占めている。洋裁、編物科の原材料費の低率は、依頼者の材料提供によるためである。

科別	調定額	総原材料費(B)	(B)(A)	教材用を除く原材料費(C)	(C)(A)
ラソオ科	一六五、七四一	二五六、四二〇	九四・四%	一五四、三九〇	九三・二%
洋裁科	二六、四九二	二二、五〇九	八五・〇%	一三、二〇四	四九・八%
編物科	一〇、八三〇	四、四九〇	四一・五%	九九〇	九・一%
孔版科	一七、二一〇	二〇、六三〇	一一九・九%	一五、二四〇	八八・六%
計	二二〇、二七三	二〇四、〇四九	九二・六%	一八一、四二四	八二・四%

六 未収金について
未収金の状況は次表のとおりで過年度分五六、九七〇円、現年度分五六、九一九円、計一一三、八八九円生じているが、これが早期収納について一層努力されたい。

調定年度	補装具(当所製作分)		同(外注を伴うもの)		生産物		弁償		計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
三三	三九〇	一	九〇	一	一、四〇九	二	一、八四四	八	一三、七三三	一一
三二	五、七九五	二		一	二九、二四九	一			三五、〇四四	一三
三一	二〇〇	一	一八四						三八四	二
三〇	一、八〇〇	一	四、四六〇		七八〇				三、二六〇	三
二九	三、七六九	三		二	三、四三八	三			四、五四九	六
二八	一、九五四	一	一、七三四		一、四三八	一	一、八四四		五六、九七〇	三
二七	四、二七三	一	一、六四六		一、一五				五六、九一九	三
二六	五七、二二七	二	一三、三八〇		一九、三三一	一	二、八四四		八二、一三三	六
合計	五七、二二七	二五	一三、三八〇		一九、三三一	一六	二、八四四		八二、一三三	六八

七 経理出納その他事務について

- 1 調理、風呂用及び暖房用燃料の購入事務の適正処理と予算の効率的執行に留意すること。
- 2 支出科目が適正と認めがたいものがあつた。

身体障害者更生相談所 昭和三十七年九月十二日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 堀江実蔵
同 前田玄一

一 職員構成について

当所は、前回の監査時同様所長以下五名の職員と嘱託医師九名計一四名で運営しているが、職員はすべて身体障害者更生指導所及び精神薄弱者更生相談所の職員が兼務しているため当所業務に万全を期し難く、指導

所業務運営にも支障となつている。相談所専任職員の配置につき当局の考りよを重ねて要望する。

二 相談業務実績について

1 過去三箇年における更生相談の状況は次表のとおりである。

補装具相談は減少していたが他の相談は増加し、特に、本年度は身体障害者手帳所持者に限らず広く呼びかけた関係で、生活相談を初め、税、運賃割引、年金、施設入所その他相談が著しく増加していた。

更生相談実績調査

年度	区分		計		相談		計		相談		計		合計
	医療	更生相談	更生相談	補装具	更生相談	その他	生活	その他	生活	その他			
三三	五九九	四四一	七六〇	五〇九	六四	六六	三二	一	五	一八九	一、五六一		
三二	三五五	三九一	五五七	四二二	七八	七八	四一	一	四	一七三	一、二七二		
三一	五一八	三〇一	七二〇	四〇三	六六	九九	二二	一	三	六三八	二、〇九三		
三〇	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二九	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二八	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二七	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二六	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二五	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二四	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二三	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二二	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二一	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
二〇	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一九	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一八	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一七	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一六	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一五	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一四	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一三	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一二	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一一	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
一〇	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇九	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇八	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇七	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇六	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇五	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇四	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇三	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇二	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
〇一	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一		
合計	一六三	九	一六三	二〇	一一	一一	一一	一	一	一一	一一	八二一	

2 次に定期及び巡回更生相談に分けて見ると、定期更生相談は、東部地区は所内で整形外科週二回、耳鼻科、眼科は年間を通じて七回、中部及び西部地区は毎月二回を計画して相談に応じ、その実績は次表

定期 更生相談 実績調

年度	区分	診療別	所内			中部地区			西部地区			合計		
			回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数		
三 五	眼耳鼻整形 計科科科	計科科科	七	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
			七	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三 六	眼耳鼻整形 計科科科	計科科科	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三 六	眼耳鼻整形 計科科科	計科科科	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
差引増減	計	計	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

のとおりである。所内相談が前年度に比較して減少しているのは義手義足等補装具相談が少なかったためである。

3 巡回更生相談は、専任医師の配置がなく嘱託医師によつて行なわれているので、嘱託医師の都合がつかない場合があること、職員が内務業務に追われること等あり、

路があるが、概ね計画したとおり二三回二三箇所を実施し、その実績は次表のとおりである。過去の実施状況を見ると、数年間実施していない地区がある

ので、福祉事務所とも緊密な連携をとり、実施 巡回 更生相談 実績調

年度	区分	地区	医療相談			職業相談			生活			その他相談			
			診査	厚生	一般	計	相談	厚生	その他	計	相談	税	運賃	その他	計
三 五	西中東 計	西中東 部部部	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三 六	西中東 計	西中東 部部部	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
			四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
差引増減	計	計	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

三 判定事務について
障害別判定件数は次表のとおりである。
判定事務処理状況を見ると、なかにはかなり処理の遅れているものがある。福祉事務所からの依頼遅延、嘱託医師の都合、判定日に出頭しない等により遅れている

るようであるが、更に、関係機関と緊密な連携をとり、速やかに処理されたい。

障、害別判定件数調

区分	区内		合計
	管内別	管内	
障害名	巡回別	管内	管内
視覚	巡回別	管内	管内
聴覚平衡機能	巡回別	管内	管内
音声言語機能	巡回別	管内	管内
肢体不自由	巡回別	管内	管内
その他	巡回別	管内	管内
合計	巡回別	管内	管内

四 施設設備について

1 前回の監査で指摘した巡回相談用自動車庫は一〇〇、〇〇〇円で当所敷地内に新築され、また運転手は県予防課と兼務ではあるが昭和三十七年七月か

ら配置されていた。
2 昭和三十五年度に一八〇、〇〇〇円で巡回相談用エックス線装置を購入していたが殆んど利用されていない。努めて活用されたい。

精神薄弱者更生相談所 昭和三十七年九月十二日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 堀江実蔵
同 前田玄一

一 職員構成について
当所は、前回監査時同様身体障害者更生指導所長以下六名及び厚生援護課嘱託医師一名の兼務と専任職員一名計八名で運営している。

1 各福祉事務所の協力を得て、県内精神薄弱者の福祉事務所別概数(一、七二八名)を取りまとめた。
2 本年度更生相談実績は次表のとおりである。所内更生相談については福祉事務所の依頼により随時判定を実施し一五回、四三名の判定をしていた。また、巡回相談については、テストケースとして、各福祉事務所一箇所あて計七箇所を計画していたが、実態把握不十分等により東部及び境港市管内は実施せず五箇所止まっていた。

精神薄弱者更生相談件数調

区分	管内別		合計
	管内別	管内	
東部	管内	管内	管内
中部	管内	管内	管内
西部	管内	管内	管内
鳥取市	管内	管内	管内
倉吉市	管内	管内	管内
米子市	管内	管内	管内
境港市	管内	管内	管内
合計	管内	管内	管内

三 收容施設設置について
 前記相談実績が示すとおり、相談件数の半数は施設入所の相談で、しかも判定の結果は殆んど入所を適当と認められるものであるが、県内收容施設は現在社会福

合 計	そ の 他				生 活 相 談	職 業 相 談			施 設 入 所 相 談
	計	そ の 他	運 賃 関 係	税 関 係		計	就 職	更 生 資 金	
二 一	二 〇 四	一 四 五	九 五	三 〇 九	二 三 八	一 一	九 四 三	二 四 七	
二 一	二 〇 四	一 四 五	九 五	三 〇 九	二 三 八	一 一	九 四 三	二 四 七	
二 一	二 〇 四	一 四 五	九 五	三 〇 九	二 三 八	一 一	九 四 三	二 四 七	

社法人希望の家(收容定員三〇名)があるだけで、既にこれも定員超過の状態である。精神薄弱者福祉に万全を期するためには、收容施設の早期増設が強く望まれる。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町二丁目
 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
 一部 月費二五〇円(配達料共)